

[優秀賞]

# 被疑者は病気なのか、そうでないのか 精神病状が寛解した事例の難しさ

志塚 永 しづか・ひさし 第一東京弁護士会・72期

## 現住建造物等放火未遂被疑事件

※判決年月日および事件番号については特定を避けるため、記載しない。

### 事案の概要

#### 1 悲しき放火

ある夏の暑い日、関東で農業を営んでいたAさんは広大な土地の農作業をする傍ら認知症を患った高齢の母親の介護、父親の遺産の相続問題などたくさんの悩みを抱えていた。これらの悩みをひとりで抱え込んでしまったAさんは突発的に自宅の一室に火を放った。Aさんは放火後、あわててこれを消火し、最寄りの警察に自首をした。本件はそんな現住建造物等放火未遂被疑事件である。当該事件につき、被疑者段階において不起訴処分、医療観察法段階において不処遇決定を得たので報告する。

#### 2 受任の経緯

本件事件は当初、鑑定留置とされたうえ、現地の国選弁護士が選任されていたが、Aさんの親族からの依頼で私の所属する事務所の電話が鳴った。私が正式に弁護人に選任されたのは秋風の吹き始めたところだった。ご親族から事案の経緯を聞いて「介護疲れの末による放火だろうか。鑑定留置されているなら責任能力にも問題があるのだろうか」そんなことを考えながら接見に向かった。

### 弁護のポイント——被疑者段階

#### 1 初回接見

Aさんは物静かな中年男性であり、口数は少なく、聞かれたことしか答えない。「自分がやったことに間違いありません。当時は相続や介護の問題を抱えていました。農作業をひとりで行うのも限界でした。事

件当日も母の病院の付添いに行くところでした。病院に行くための身支度を済ませているときに、ふと、これらの問題から逃げたい、死んで楽になりたいという気持ちになってしまい、自殺をするために家に火をつけてしまいました」。Aさんは涙ながらにそう話してくれた。Aさんの受け答えやコミュニケーションに問題はない。表情は暗いが、取り乱すような様子もない。精神科等への通院歴もない。聞く限り、放火に至った動機も理解できる。責任能力に問題はないのかもしれない。その後何回か接見を重ねた後で、担当検事へ面談を申し入れた。

#### 2 不起訴処分はありえない？

終局処分についての検事の見解は「公判請求相当」。ガソリンを使用した行為態様の危険性を軽視できない。取調べ時のAさんの様子や事件当日に合理的な行動をとっていること(自分で火を消して、その後自首していること等)からも責任能力に問題があるとは思えない。仮に何らかの精神疾患が見つかったとしても、よほどの事情がない限り公判請求は免れないとのことであった。

たしかに検事の言うことも十分に理解できる。ただ、このとき私は、涙ながらに母親の話をしていてAさんの顔を思い浮かべながら、「この事案で刑事罰を科すことにどれだけ意味があるのか」そう思わずにはいられなかった。

#### 3 ケースセオリーを模索する

(1) Aさんが介護や相続、農業の問題で苦しんでいたのは間違いないだろう。しかし、本当にそれが本件放火行為の直接的な原因(引き金)なのだろうか。

私がひっかかっていたのが「放火当時の状況」だ。Aさんが自宅に火を放ったとき、自宅には高齢の母親がいた。母親は自力歩行が可能だったとはいえ、その命を危険にさらしかねない危険な行為だ。これまで献身的に介護をしていたAさんがこのことをまったく気かけなかったのは不自然だ。

(2) 私は問い方を変えてみた。「この日起きてから火をつけるまでに起きたこと、思ったこと、感じたことをひとつひとつ順番に教えてください」。すると、記憶はあやふやながらも当時のことをぼつりぼつりと語ってくれた。「この日は母の病院の付添いにいくところでした。でも天候は曇り空で半袖と長袖のどちらを着ていこうか迷ってしまいました。そうしている内に頭がぼーっとしてきて着替えができなくなりました。それだけじゃなく、なぜか母の保険証やお薬手帳等など診察に必要なものの準備もできなくなりました。そんな自分を無力で情けないと思っていますと、自分の頭の中に何か物体のようなものが入ってきた感覚に陥りました。そうしている内にその物体に乗っ取られるような感覚になり、やがて恐怖心に襲われて、自分と自分に乗っ取ったその物体を消したいと思いました。そのために自殺を決意しました」。この話を前提にすると、放火の動機は無力な自分、何か物体に乗り移られてしまった自分を火をつけることによって消したかったからということになる。もともと、物体が体の中に入ってきたという話は初耳だった。はじめは嘘かとも思ったがAさんは真顔だし、嘘をつくような性格ではない。突飛な話ではあったが、なぜか腹落ちするような感覚があった。

(3) 「やはり放火当時Aさんは何らかの精神疾患の影響を強く受けていたのではないか？」たしかに、介護問題や相続問題は本件放火行為の原因になっているかもしれない。しかしそれは元来の精神疾患を重篤化、深刻化させる原因であるにすぎず、直接的な原因はこれによって重篤化した精神疾患による幻覚妄想なのではないか。徐々にケースセオリーが輪郭を帯びてきた。もともと、この見立てに裏付けがなければ担当検事を説得できない。Aさんは精神科への通院歴もなく裏付けに乏しかった。

#### 4 Aさんの話は本当か——裏付けを探して

Aさんの話が真実であることを前提とすると、本件

で不起訴処分を得るためには①犯行当時、何らかしらの精神疾患の影響で幻覚妄想状態にあった旨の鑑定意見が出ること、②再犯可能性を大きく減退させること(環境調整活動)が必要だ。

まず、先ほどのAさんの話を報告書に整理し、これを鑑定医へ提供した。弁護人の見立てを踏まえた鑑定をしてほしかったからだ。鑑定医は気さくな方で、報告書や関連資料の提供時には何度も電話で協議させてもらった。弁護人の見立てを伝えると、「たしかにAさんの性格、普段の振る舞いからは、本件犯行はだいたい乖離がありますね。直接のトリガーは介護や相続の問題ではない気がします。コロナ禍による閉塞感が与えた心理的影響も大きいかもしれませんね」という回答も得られた。鑑定医の反応から、弁護人の見立てに沿う鑑定意見を出してもらえるかもしれないという期待が高まった。しかし、これだけでは決定打に欠ける。より有益な資料を提供できないか。

#### 5 新たな事実の発覚——「先生、この方は統合失調症だと思えますよ」

この頃、Aさんに何らかの精神疾患があることを前提に、環境調整活動の一環として、釈放後の診察と受入れに応じてくれる医療機関を探していた。いくつかの病院をピックアップしてアクリル板越しに病院のパンフレットを見せていると、Aさんが「逮捕された翌日にこの病院に行きましたよ」とつぶやいた。詳しく話を聞くと、自首後のAさんの様子が普通でなかったことから取調べに支障があると判断した警察官が最寄りの病院に診療護送していたというのだ。どうやら、この病院の担当医から処方された薬のおかげで症状が安定し、その後の検察官の新件調べも普通に受けられたようだった。「もしかしたら担当検事はこのことを知らないかもしれない」。

すぐに担当医に連絡し、診察状況や処方内容を確認した。担当医曰く「先生、この方は統合失調症だと思えます。診療護送時のAさんは『身体に金属が入ってくる。頭に電波が流れてくる』等と言っており、幻覚妄想状態にあることは明らかでした。鎮静剤を処方しましたが、かなり効果があったと思います」とのことだった。やはりAさんは事件当時、幻覚妄想状態にあったのだ。ようやく私たちの見立てに有益な

裏付けを得ることができた。正式な診断が出ていなくとも、事件直後の診察で統合失調症が疑われるような状態だったことは極めて大きな事情だ。すぐに担当医の話を聴取報告書にまとめて担当検事と鑑定医に提供した。

## 6 環境調整活動に奔走する

本件においてAさんは、介護問題、相続問題、経済的困窮などたくさん抱えていた。特にAさんにとって深刻な問題だったのは介護問題であった。数年前に父親が亡くなったことに起因して母親の認知症がはじまった。認知症を患った母親の介護それ自体が大きな負担であったのに、介護に時間をとられたAさんはフルタイムの仕事を外でできなくなった。そのため、それまで勤めていた仕事を辞め、融通の利く家業の農業をすることになったが、収入は振るわず、貯金を切り崩して生計を立てる日々が続いた。

不起訴処分を獲得するためにはAさんが精神的に追い詰められる原因となったこれらの事情を解消しなければならない。やることは多いがやるしかない。

### (1) 介護問題

Aさんが釈放されたとしても、ただちに母親と同居を開始するのは難しい。再び介護問題で疲弊してしまうかもしれない。そこで熟慮の末、グループホームへの入居という形をとることにした。後で担当ヘルパーさんから聞いた話では、母親は認知症が相当進んでいたようで、プロの目から見ても、とてもじゃないが事件当時Aさんひとりで介護できるような状態ではなかったとのことであった。

### (2) 相続問題

相続問題が難航していたのは、10名を超える相続人がいたため、中には連絡すらつかない相続人もいたようである。Aさんは家長として難しい立場にあり、これがAさんの頭痛の種になっていた。この問題は親族の協力もあって相続人全員と連絡を取ることができた。さらに相続財産の分配について一定程度のコンセンサスを得るところまでこぎつけた。これらの相続人との手紙のやり取りや相続人関係図を担当検事へ提出した。

### (3) 心ある作業療法士さんとの出会い

本件においてもっとも大切な環境調整活動は、「釈放後のAさんの生活面全般のフォロー」だ。母親の

介護をするようになり外で働けなくなったAさんと社会とのつながりは希薄化した。しかも昨今のコロナ禍の影響でAさんの唯一の趣味であった組合関係者との付き合いもなくなってしまった。これらの事情がAさんの孤独を招き、ひとりで多くの問題を抱え込むことになってしまったのは言うまでもない。しかも釈放後も収入に乏しい自営業を続けてはやがて生活が破綻することは明らかだ。

そこで、生活支援、就労支援等を手広く行っているような福祉関係者を探す必要があったが、これが極めて難航した。多くのセンターに断られ続けて途方にくれていたとき、親切な方が「ここならもしかしたら」という形で、とあるNPO法人を紹介してくれた。すぐに担当者(作業療法士)に面談の場を設けていただき、前記問題意識を伝えた上、Aさんに必要な支援を伝えた。「わかりました。具体的な支援については、面会でAさんと顔合わせをしてから決めましょう」ということになった。この日は、面談後にAさんの接見もうかがう予定であったところ、作業療法士さんのご厚意で車で送っていただけることになった。Aさんのいる拘置所までは車で約1時間ほどの道のりであったが、道中お昼をご馳走になったりしながら、Aさんにどんな支援が望ましいのかなどたくさんの議論を重ねた。その後、Aさんとの一般面会、協議を経て、更生支援計画書を作成していただいた。この計画書は、Aさんが現状で策定しうる生活計画をもとにして、作業療法士さん達が提供可能な支援を最大限ご記載いただいた力作であった。生活計画については、「終局処分も決まっていないのに、釈放後の具体的な生活計画なんて立てられない」というAさんの意向を踏まえて、あくまで現状で策定しうる範囲で記載することとした。もちろん弁護人としては「生活計画をより具体的に立てることができれば終局処分との関係で良い事情になりますよ」という最低限の説明責任は果たしたが、弁護人の意見を押し付けてはいけない。この更生支援計画を基に今後の人生を生きていくのはほかでもないAさんであるからだ。

## 7 弁護人意見書の提出——不起訴処分を求めて

鑑定留置期間の満期に先立って、弁護人意見書を提出した。犯情にかかる部分として、本件放火行為に至るまでの機序(直接の原因は統合失調症に

よって幻覚妄想状態に陥っていたことであったこと、介護疲れや相続問題は本件放火との関係では間接的な要因にすぎないこと)を、一般情状にかかる部分として、環境調整活動の内容を記載した上で、不起訴処分を求めた。意見書には、更生支援計画書、グループホームへの入居契約書、相続問題の進展状況を示す関係資料等を疎明資料として添付した。

## 8 不起訴処分の獲得、そして医療観察法の申立てへ

満期直前のある日の夕方、担当検事から電話があった。「ギリギリになりましたが、鑑定医の意見書が出てきました」「Aさんは統合失調症様障害という精神疾患があったようです。検察庁としてはAさんが事件当時、心神耗弱にあったと認め、本件を不起訴処分とします。先生のほうでかなり環境調整に動いてくださったのでこちらも考慮しました。ただ、事案の重大性もありますので医療観察法の申立てをしたいと思います」。このとき、喜びというよりも安心感を感じたことを覚えている。だが、うかうかしてられない。すぐに医療観察法段階に備えなければ。

## 弁護のポイント——医療観察法段階

### 1 方針の悩み

鑑定意見書には「対象行為当時と同様のストレスがかかると再び精神病状態になる可能性が高く、また本人に病識もないため医療観察法上の医療が必要である」という記載があった(なお、後日提出された医療観察法段階における鑑定意見書にも同趣旨が記載された上、処遇意見は通院処遇となっていた)。Aさんのご親族も「また同じことをしてしまうのではないか。自分たちだけで監督できるだろうか」と心配していた。医療観察法に基づく医療の枠内で社会復帰調整官が関わり続けてくれるほうがご親族の負担軽減にもつながるため、不処遇を積極的に求めることをためらっている様子であった。ご親族の気持ちはもつともだ。

ただ、この頃、接見時のAさんの様子はだいぶ顔色も良くなっていて、病状も安定しているように見えた。実際、鑑定医の鑑定書にも「対象行為当時の精神病症状は寛解している」旨の記載があった。現時

点において病状が寛解しているなら、処遇要件である疾病性が認められないのであるから、不処遇とするのが原則のはずだ。ストレスに対する脆弱性を過度に強調して保安処分的に通院処遇とするのは妥当でない。

そこで、本人、ご親族とも十分に協議した結果、不処遇の獲得を弁護方針とした。なお、Aさんの罹患していた「統合失調症様障害」というのは統合失調症と似て非なるものであるようだ。鑑定意見によれば、Aさんは元来統合失調症に罹患していたわけではなく、本件事件の直前にストレスを抱え込みすぎた結果、事件発生の直前直後のごく短い期間の間だけ精神病的状態に陥り、その後また正常に回復(寛解)したというのである。つまり、今のAさんは通常人と何ら変わらないのだ。

### 2 社会復帰調整官との協働

通院体制の確保をはじめとする環境調整活動を行うにあたっては社会復帰調整官との連携が不可欠だ。そこで、調整官の選任後ただちに面談を申し入れた。

#### (1) 就労面について

鑑定入院先でのAさんの様子、親族の協力状況、周辺住民の受け入れ体制等の情報を提供し、問題意識の共有に努めた。調整官は就労面での懸念を示してくれた。たしかに、このまま農業をひとりで続けていたらいずれ生活が破綻することは自明だ。生活が破綻すれば、再びストレスを抱え込み、本件放火行為と同様の問題行為を突発的にしてしまう可能性もある。そこで就労面に関しては、すでに被疑者段階においてNPO法人の協力の下、ハローワーク同行等の就労支援を受けるという形で更生支援計画を策定していたが、これをもう一歩進めることにした。Aさんの友人や周辺住民の方に聞きこみをしたところ、幸運にも、ある会社の社長さんがAさんの雇用を受け入れてくれるという話をいただいた。すぐに報告書にまとめ、調整官に提出した。

#### (2) 通院体制の確保

前述のとおり、現状ではすでにAさんは病状は寛解しており疾病性がないのであるから、そのことからただちに不処遇決定がなされるべきと思うものの、審判期日までに付添人としてできることをしたい。一般

医療機関への通院体制を確保することは社会復帰阻害要件の中に位置づけられるようにも思えるが、これにより、裁判官が安心して疾病性判断をできるようにしよう。調整官から通院体制の整っている病院の情報をいただき、それをご親族、作業療法士さんと共有した。具体的な支援計画としては、病院への付添いにはご親族が必ず同行していただくこと、作業療法士さんが月に1回程度Aさんの自宅を訪問し通院状況および生活状況を確認すること、さらに同病院の担当医およびケースワーカーさんから通院状況等の情報提供をしていただき経過観察をすることを策定した。これらの活動については後日、報告書にまとめられた上、ご親族の陳述書、作業療法士さんが医療観察法段階で新たに作成してくださった支援図(疾病性があると判断された場合とないと判断された場合とで提供しうる支援を場合分けして記載したもの)を付添資料として付添人意見書とともに提出した。

### (3) 処遇意見

残念ながら、後日届いた生活環境調査結果報告書には「通院処遇相当」と記載されていた。けれども、報告書の記載からは調整官の悩みが随所に感じられたし、就労面をはじめとする付添人の環境調整活動を十分に評価している内容になっていた。それでも結論として通院処遇相当が選択されたのは、Aさんの病識の欠如にあったようだ。たしかに、自分が病識であることを認識していなければ、一般医療機関への自主的な通院は期待できないと一般に評価される。しかし、統合失調症様障害という一時的な精神病状が問題になり、かつ現時点では病状が寛解しているという本件の特殊性を踏まえるとAさんが病識を持ちえないのも無理からぬことと思えた。ただ、ぼやいていても仕方がないので、この点は審判期日のAさんの主尋問でカバーすることとした。

## 3 審判期日・不処遇決定

(1) 審判期日では、もっぱらAさんが病識を一定程度有していることを基礎づけるような事情を顕出することを意識して、尋問をした。「自分が精神病を抱えているかどうかは正直わからない。ただ、自分がストレスを抱え込みやすい体質であることはわかっている。そのため、作業療法士さんに相談したりしながらストレスとうまく向き合っていきたいと思う」。Aさんは

ストレス脆弱性について自分なりに問題意識を持っていること、それに真摯に向き合っていくことを述べてくれた。

(2) Aさんの尋問の後、ご親族の尋問も無事終了し、後日、裁判所から不処遇とする旨の連絡があった。事務所に届いた決定書には「付添人の努力により一般医療機関への通院体制が整えられつつあるのであるから、かかる保護的環境下で一般精神医療を継続的に提供されることが期待できる。この点も医療観察法による医療ではなく、一般医療による治療の可能性を後押しするものである」という旨の記載があった。本件のように疾病性要件で処遇判断が決されるような事案においても、付添人の環境調整活動が少なからず疾病性要件の判断に影響を与えうるのだということを実感した。その後、Aさんは無事に鑑定入院先を退院し、現在は普通に暮らしている。

## 最後に

この事件は私にとって思い入れが大きい。毎週片道2時間程度かけて接見に行き、連日のように関係各所と協議交渉をする作業は骨が折れた。しかし、作業療法士さんをはじめとする多くの方の力を借りていたのでまったく苦ではなかった。そもそも私はこういうことがしたくて弁護士になった。失敗の多い事件であったが、もつともつと精進して、被疑者そしてその家族に寄り添っていきたいと思わせてくれた事件でもあった。人